

議案第46号

三田市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部
を改正する条例の制定について

三田市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する
条例を次のとおり定める。

平成29年6月5日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部
を改正する条例

三田市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例（平成27年三田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4項」を「第5項」に改める。

第3条第1項第3号中「主任介護支援専門員（）」を「主任介護支援専門員（介護支援専門員であつて、）」に改め、「第1項」の次に「第1号」を加え、「終了した者」を「修了したもの（当該研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 平成26年度までに主任介護支援専門員研修（省令第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下同じ。）を修了した者（以下「平成26年度以前修了者」という。）に係る最初の主任介護支援専門員更新研修（この条例による改正後の三田市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第1項第3号の規定により、同号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修（同令第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。以下同じ。）のうち最初のをいう。以下同じ。）については、新条例第3条第1項第3号の規定にかかわらず、平成31年3月31日（平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあつては、平成32年3月31日）までに修了した場合には、同号に規定する日までの間に修了したものとみなす。

3 前項の規定により新条例第3条第1項第3号に規定する日までの間に最初の主

主任介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修以外の主任介護支援専門員更新研修については、同号に規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。

- 4 前項の規定は、平成26年度以前修了者が、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しないことにより、新条例第3条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員に該当しないこととなった場合には、適用しない。
- 5 平成26年度以前修了者が平成29年3月31日前に主任介護支援専門員更新研修を修了している場合は、前3項の規定は適用せず、その者に対する新条例第3条第1項第3号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる主任介護支援専門員研修の修了時の区分に応じ、同号中「介護支援専門員であって、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了したもの（当該研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

主任介護支援専門員研修の修了時	読み替える字句
平成23年度までに修了した者	介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者であつて、平成31年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了したもの
平成24年度及び平成25年度に修了した者	介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者であつて、平成32

	年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了したもの
平成26年度に修了した者	介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者であって、当該主任介護支援専門員研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに同号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了したもの